文化庁 国立近現代建築資料館
高精細デジタル画像データ作成標準仕様

令和 2 年 12 月
令和 5 年 7 月改訂
国立近現代建築資料館

1　基本画像データの形式、品質、利用目的及び方法

基本画像データの形式および品質は、次のとおりとする。

（1） 24bit カラー　TIFF 形式　400dpi　無圧縮：長期保管、

（2） 24bit カラー　JPEG 形式　200dpi　ファイルサイズを 1/10-1/15 程度に圧縮：館内における平常業務およびインターネット上での公開等に用いる。

（3） 基本画像データは原則としてフラットベッドスキャナによって、作成する。ただし、小型の資料については、所定の手続きを経てデジタルカメラを用いることができる。

（4） 使用する入力機器におけるカラーマネジメントとして、共通の ICC プロファイル作製を実施する。ICC プロファイル作成には Xrite 社製の Xritei1PhotoPro2 及び XriteColorCheckerSG、又は同等性能以上の製品とソフトウェアを用いて行うこと。なお、ICC プロファイル作製は、原則としてスキャニング条件が変化する毎に実施すること。

（5） ICC プロファイルの適用作業等を経て、AdobeRGB のカラースペースに変換し、TIFF 形式画像データを作製すること。

（6） TIFF 形式画像データに対し、sRGB のカラースペースに変換し 、JPEG 形式画像データを作製すること。

2　基本画像データ作成時に記録するメタデータ

基本画像データ作成時には、以下の要領でメタデータを記録する。これらのうち、機材によって記録し、ファイル内で保持できるものについては、デジタル情報としても記録し、その後の運用において原ファイルから削除してはならない。

（1） 画像識別子

画像ファイル名（12 桁）、下記のとおりとする。

TIFF：NAMA00000000.tif

JPEG：NAMA00000000.jpg

（2） 画像作成年月日

(ア)作成年月日を西暦で画面内に写し込む。（例）2020-04-25

(イ)ファイル内のメタデータとして保持する

（3） 画像作成者

画像作成者：業務（以下「請負者」）名を画面内に写し込む。

（4） 資料所蔵機関名

「国立近現代建築資料館 National Archives of Modern Architecture」と画面内に写し込む。

（5） 被写体資料識別子：館で付与したアイテムレベルの資料番号を画面内に写し込む。冊子体資料の各ページや図面の表裏など、下位の要素を識別する必要がある場合は、枝番号を追加する。

（枝番号例）

＊7－30－99　(1/2)　(2/2)（表裏など、あらかじめ下位の要素数がわかる場合）

＊7－30－99　(1),(2),(3)…（36 止）（冊子体のページ数など、要素数の予想が困難な場合）

（６） 被写体資料名称：最終目録記載の名称を写し込む。画像作成段階で名称が未確定の場合やアイテムレベルの名称が未確定の場合は、上位レベルの名称でもさしつかえない。

（資料番号＋アイテム名例）

10-533-1-12［日本万国博覧会 モノレール メインゲート駅］　平面図

（資料番号＋ファイル名例）

1A-1-1-3-1 〈ファイル〉海軍クラブハウス水交社

※資料番号はアイテムレベルまで記載する。

（７） カラーチェッカー

X-rite 社製 ColorChecker Classic Nano 又は同等品を画面内に写し込む。

（８） スケール

JIS B 7516 1 級準拠のスケールを画面内に写し込む。

３　作業手順

（１） 基本画像データ作成作業は、資料館内で行うことが望ましい。ただし、資料の大きさや保存状態・作業量等によって、館内での作業が著しく困難な場合は、所定の手続きを経て、館外で行わせることができる。また A0 判を超える画面については、分割スキャニング後に画像合成を行い、合成箇所の継ぎ目が判別できることなく、合成による歪みの生じない厳密な処理を施す。

（２） 資料の請負者への受け渡しは、原則として資料管理担当者が行う。

（３） 資料管理担当者はスキャニングを行う資料について、あらかじめ資料番号と資料名を記載したリストを作成し、当館職員と共有する。また資料の損傷の存在等、特別な処理が必要な場合は併せて指示しなければならない。

４　納品

（１） 納品はおおむね月 1 回をめどに行う。

（２） 納品はまず HDD に収納して仮に授受する。

（３） 納品データは、連続する 100 ファイルごとにフォルダに収め、下記のようなディレクトリ構造で収納する。

（４） 資料管理担当者および当館職員で納品データを確認し、不備があれば当該データの再処理または再スキャンを行う。

（５） データの修正が終了した後、修正済みのデータ一式、メタデータおよび納品メディアとの対応を記載したファイルの目録（Excel 形式）ならびに下記（６）に定める報告書（PDF 形式）を、HDD と Blu-ray ディスクにそれぞれ収めて納品する。

（６） Blu-ray ディスクの形式および品質は、次のとおりとする。

(ア)ISO/IEC16963 に規定されている寿命推定試験において、30 年以上の寿命が認定された容量 50GB 以上の長期保存用ディスクを使用する。

(イ)データを格納したディスクは、データが記録された全領域でエラーレートを測定し、JIS Z6017 に規定するエラー区分が「１」であることを検証する。

(ウ)データを格納した HDD と Blu-ray ディスクはそれぞれ最新の定義ファイルにアップデートしたアンチウィルスソフトを用いてウィルスチェックを行う。

(エ)上記（イ)、(ウ）の検査結果は報告書として納品物に添付する。

（７） 納品後１年以内に、スキャン作業に起因するデータ不備が認められた場合には、請負者は無償で正常なデータを提供する。

